

◆令和7年度に行った既存補助金見直し結果について

習志野市では、補助金の適正かつ効果的な交付を行い、市民に開かれた補助金制度とするため、「習志野市補助金制度に関する指針」を策定しました。

この指針において、本市が交付する補助金を性質上2種類に区分し、市が補助金の交付対象を限定して交付を行う補助金を「市施策推進型補助金」、より市民の視点からの自由な発想を活かしていくため、まず団体等から事業内容についての提案をいただき、その内容が市民の公益に資するかなどについて審査したうえで、補助金の交付を決定する補助金を「市民参加型補助金」としました。

このうち、「市施策推進型補助金」については、交付開始から3年ごとに、本市の経営改革の推進を担う経営改革推進本部の下部組織である経営改革推進委員会において、見直し審査を行っています。

ここに、令和7年度に行った既存補助金91件の見直し審査結果を報告します。

審査の結果について

市施策推進型補助金91件を審査し、1件ごとに6つの区分（継続、整理・統合、減額・上限設定、終期設定、科目見直し、廃止）に分類し、結論付けた結果、下記のとおりとなりました。

(1) 総括表

区 分	審 査 対 象	見直し審査結果					
		継 続	整 理・ 統 合	減 額・上 限 設 定	終 期 設 定	科 目 見 直 し	廃 止
計	91 件	74 件	6 件	4 件	0 件	0 件	7 件

(2) 個別評価

別表により、個々の補助金の審査結果を掲載します。